

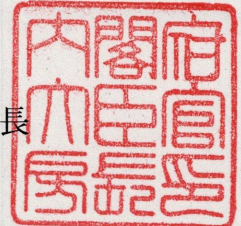


府人第 1414 号
令和 7 年 11 月 10 日

行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 殿

内閣府大臣官房長



令和 7 年 10 月 16 日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
内閣府の「目標設定および人事評価用のファイルのテンプレート（雛形）」と「評価者と被評価者の体系や評価手順を示した実施要領」
- 2 開示する行政文書の名称
内閣府本府人事評価実施規程（平成 21 年 9 月 14 日内閣府訓令第 42 号）
- 3 不開示とした部分及びその理由
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。